

# 相模グループホーム共和 料金表

2019/12/1

## 1. 介護報酬に係る費用(利用者負担1割、2割分、3割分)

項目	金額(単価)	1日あたり	内容説明
①基本額	要支援2 (1日) 757単位	7,570円	※サービス提供に対する 1日当たりの料金  (相模原市地域加算を除く)
	要介護1 (1日) 761単位	7,610円	
	要介護2 (1日) 797単位	7,970円	
	要介護3 (1日) 820単位	8,200円	
	要介護4 (1日) 837単位	8,370円	
	要介護5 (1日) 854単位	8,540円	
②加算額	A 初期加算 (1日) 30単位	※利用開始日から起算して30日以内の期間	
	1日あたり	300円	
	B 医療連携加算(1日) 39単位	※利用者の日常的な健康管理を行い、利用者の状態を判断し訪問看護が医療 面から適切な指導・援助しつつ緊急の場合24時間連絡体制確保している場合	
	1日あたり	390円	
	C 若年性認知症受入加算(1日) 120単位	※第二号被保険者(65歳未満の若年性認知症)にて利用し且つ 専任の介護従事者を選出した場合のみ加算	
	1日あたり	1,200円	
	D 認知症専門加算Ⅱ(1日) 4単位	※認知症専門加算Ⅰを満たし、認知症介護指導者研修修了者1名以上配置 (利用者10名以下の場合、認知症介護指導者研修修了者がいれば「Ⅰ」を満たす)	
	1日あたり	40円	
	E サービス体制強化加算Ⅱ(1日) 6単位	※常勤職員が75%以上配置した場合 ※開設3ヵ月後より算定する。	
	1日あたり	60円	
③加算額	F 夜間支援体制加算(1日) 50単位	※夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、 夜勤を行う介護職員を1名以上配置した場合	
	1日あたり	500円	
	G 口腔衛生管理体制加算(1月) 30単位	※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに 係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
1月あたり	300円		
①処遇改善加算 ②特別処遇改善加算〔1ヶ月〕	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間左記に掲げる単位数を所定単位数に加算する		
①加算額の合計の111/1000+			
②加算額の合計の 23/1000			
※利用料 (①+②+③)単位×10.54円(相模原市の地域加算)を計算した合計額の10%又は20%又は30%			

## 2. 運営基準で定められた費用(介護報酬以外で利用者から徴収する「その他の費用」の額)※消費税込み

項目	金額	内容説明	
①食材費	1,380円	※30日の場合(41,400円)	
②理美容代	1回 2,200円	※カットのみの代金(税込)※業者委託	
③おむつ代(枚)	尿パット	45円	※利用者・家族が希望し、提供した場合の額
	紙パンツ(リハビリパンツ)	220円	
	サルバ(テープ張付けタイプ)	220円	

## 3. 運営基準以外に定められた費用(日常生活において通常必要となるものに係る費用) ※消費税込み

項目	金額(1ヶ月)	内容説明	
①部屋家賃代	50,000円	※賃貸料、月額41.4万円を9名で92%利用率で算出	
②光熱水費	23,100円	※上下水道・電気・ガス・生ゴミ等	
③共通経費	20,900円	※共用部分の管理費(傷害保険・自治会費・床暖房・発電機・非常食等・HP保守 防火暖簾・ベットのマット・枕・エレベーター保守・外部評価経費・情報公開経費等)	
④預かり金管理費	1,100円	※別途「預り金管理規定」に準じる(利用者及び家族が希望した場合)	
⑤日用品費	ポリデント(108錠入り)	1,100円	※利用者・家族が希望し、提供した場合の額  (持参した場合は無料)
	歯ブラシ(1本)	220円	
	歯磨き粉(1個)	330円	
	ティシュペーパー(1個)	110円	
	トロミ調整食品(2kg)	11,000円	
⑥通院送迎費	タクシー料金と同額費用	※協力医療機関の距離を超えた医療機関に通院の場合徴収	
⑦通院付添い費用	時間/5,000円	※月収40万に対し、日額8時間から算出したし残業した額	
⑧家族会費	1,100円	※別途「家族会会則」に準じる(活動・誕生日・行事等)	
⑨入居金	150,000円	※退居時個室修繕・水道加入料・建築利子・抵当権設定など(利用開始90日で除却)	

# 相模グループホーム共和 (生活保護受給者) 料金表 2019/12/1

## 1. 介護報酬に係る費用(利用者負担1割分)※(生活保護介護給付)

項目	金額(単価)	1日あたり	内容説明
①基本額	要支援2 (1日) 757単位	7,570円	※サービス提供に対する 1日当たりの料金  (相模原市地域加算を除く)
	要介護1 (1日) 761単位	7,610円	
	要介護2 (1日) 797単位	7,970円	
	要介護3 (1日) 820単位	8,200円	
	要介護4 (1日) 837単位	8,370円	
	要介護5 (1日) 854単位	8,540円	
②加算額	A 初期加算 (1日) 30単位	※利用開始日から起算して30日以内の期間	
	1日あたり	300円	
	B 医療連携加算(1日) 39単位	※利用者の日常的な健康管理を行い、利用者の状態を判断し訪問看護が医療 面から適切な指導・援助しつつ緊急の場合24時間連絡体制確保している場合	
	1日あたり	390円	
	C 若年性認知症受入加算(1日) 120単位	※第二号被保険者(65歳未満の若年性認知症)にて利用し且つ 専任の介護従事者を選出した場合のみ加算	
	1日あたり	1,200円	
	D 認知症専門加算Ⅱ(1日) 4単位	※認知症専門加算Ⅰを満たし、認知症介護指導者研修修了者1名以上配置 (利用者10名以下の場合、認知症介護指導者研修修了者がいれば「Ⅰ」を満たす)	
	1日あたり	40円	
	E サービス体制強化加算Ⅱ(1日) 6単位	※常勤職員が75%以上配置した場合 ※開設3ヵ月後より算定する。	
	1日あたり	60円	
F 夜間支援体制加算(1日) 50単位	※夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、 夜勤を行う介護職員を1名以上配置した場合		
1日あたり	500円		
G 口腔衛生管理体制加算(1月) 30単位	※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに 係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合		
1月あたり	300円		
③加算額	①処遇改善加算 ②特別処遇改善加算〔1ヶ月〕	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間に左記に掲げる単位数を所定単位数に加算する	
	①加算額の合計の111/1000+ ②加算額の合計の23/1000		
<b>※利用料 (①+②+③) × 10.54円(相模原市の地域加算)を計算した合計額の10%</b>			

## 2. 運営基準で定められた費用(介護報酬以外で利用者から徴収する「その他の費用」の額)(生活保護費負担)

項目	金額	内容説明
①食材費	1日 1,100円	※30日の場合(33,000円)
②理美容代	1回 2,200円	※カットのみの代金(税込)※業者委託
③おむつ代	尿パット 45円	※利用者・家族が希望し、且つ医師が指示書を作成した場合 生活保護決定機関が認めた場合であって提供した場合の額
	紙パンツ(リハビリパンツ) 220円	
	サルバ(テープ張付けタイプ) 220円	

## 3. 運営基準以外に定められた費用(日常生活において通常必要となるものに係る費用)(生活保護費負担)※消費税込み

項目	金額(1ヶ月)	内容説明
①部屋家賃代	46,000円	※賃貸料、月額414,000円を9名で算出
②光熱水費	21,000円	※上下水道・電気・ガス・生ゴミ等
③共通経費	16,200円	※共用部分の管理費(傷害保険・自治会費・床暖房・発電機・非常食等・HP保守 防火暖簾・ベットマット・枕・エレベーター保守・外部評価経費・情報公開経費等)
④冬季暖房費	2,950円	※11月～3月までの共用床暖房費
⑤預かり金管理費	1,100円	※別途「預り金管理規定」に準じる(利用者及び家族が希望した場合)
⑥日用品費	ポリデント(108錠入り) 1,100円	※利用者・家族が希望し、提供した場合の額  ※(注意) 生活保護決定機関との調整が必要
	歯ブラシ(1本) 220円	
	歯磨き粉(1個) 330円	
	ティシュペーパー(1個) 110円	
	トロミ調整食品(2kg) 11,000円	
⑦通院送迎費	タクシー料金と同額費用	※協力医療機関の距離を超えた医療機関に通院の場合徴収
⑧通院付添い費用	時間/5,000円	※月収40万に対し、日額8時間から算出したし残業した額
⑨家族会費	1,100円	※別途「家族会会則」に準じる(活動・誕生日・行事等)
⑩入居金	239,200円	※別途、利用開始日より前家賃日割り計算徴収有(利用開始90日で除却)